

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人宏平会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年8月22日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員及び評議員の選任について、法令及び定款に基づき適切に行うこと。 ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
1 評議員及び役員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、選任後、就任承諾書を徴するのと同時にを行っていた。 については、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認は、役員及び評議員の候補者本人から、事前に誓約書等を徴して行うこと。 (法第40条第1項、法第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))	
2 令和7年6月23日開催の評議員会において、役員（理事及び監事）の選任に関する議案を、候補者ごとに決議すべきところ、議事録の記載では候補者ごとに決議したことが確認できなかった。 については、評議員会において役員を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに決議するとともに、議事録にもそのことが分かるように記載すること。 (定款第13条第3項)	
3 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。 については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。 なお、本件は前々回も文書指摘しているが改	

	善されていないので、必ず改善すること。 (法第43条第3項により準用される一般法人 法第72条第1項)	
4	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前（中7日間）までに各理事及び監事に対して通知を発しなければならないところ、通知を発していなかった。</p> <p>については、理事会の日の1週間前（中7日間）までに各理事及び監事の全員に通知を発すること。</p> <p>なお、通知の方法は書面でも口頭でも差支えないが、口頭により招集を通知した場合には議事録に記録を残しておくこと。</p> <p>また、本件は前回も文書指摘しているが改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）</p>	
5	<p>「まちなか（公益）拠点区分」の注記において、9債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高の事業未収金の当期末残高は23,703,372円であるのに対し、まちなか（公益）拠点区分貸借対照表の事業未収金の当期末残高は、23,702,372円であり、一致していない。</p> <p>については、計算書類の注記と計算書類との整合性を図ること。</p> <p>（運用上の取扱い25）</p>	
6	<p>事業区分間繰入金について、事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書の繰入金の財源欄に、前期末支払資金残高を充当前期末支払資金残高と記載されているが、前期末支払資金残高を財源としているものが見受けられた。</p> <p>については、附属明細書と計算書類との整合性を図ること。</p> <p>（運用上の取扱い26）</p>	
7	<p>月次試算表について、統括会計責任者への提出が遅延している月があった。</p> <p>については、各拠点会計責任者は毎月末日における全拠点区分の月次試算表をとりまとめ、翌月末までに統括会計責任者に提出すること。</p> <p>なお、本件は前回も文書指摘しているが改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>（経理規程第32条）</p>	